

3 地域指定一覧

H22.10.1現在

区分 市町名	H22.10.1現在											
	地方拠点都市	過疎	準過疎	辺地	山振	離島	農工	中部圏	近畿圏	平島	リゾート	特定農山行
津市	○	○ 旧島杉村		13	○			○△	△			○
四日市市								◎△	△			
伊勢市				3				○△	△	○	○	○
松阪市	○	○ 旧藤南町 旧藤高町		11	○			○△	△	○ 旧松阪市 旧藤南町 旧藤高町		○
桑名市								◎				○
鈴鹿市								○△	△			○
名張市	○			2	○		○	△	○△			○
尾鷲市		○		1						○	○	○
亀山市				4	○		○	○△	△			○
鳥羽市		○		6	○	○	○	△	△	○	○	○
熊野市		○			○		○		△	○	○	○
いなへ市					○			◎△	△			○
志摩市			○ 旧大玉町 旧淡島町	6		○	○	△	△	○	○	○
伊賀市	○			18	○			△	○△			○
市計	4	5	1	64	8	2	6	12	12	6	5	13
木曽岬町								◎				
東員町								◎				
須野町							○	△	△			
朝日町								◎				
川越町								◎				
多気町	○		○ 旧静和村	8	○		○			○		○
明和町	○						○	○		○	○	
大台町		○		9	○		○		△	○		○
玉城町							○			○	○	
度会町				15	○		○			○		○
大紀町		○		4	○		○			○	○	○
南伊勢町		○		5	○		○	△	△	○	○	○
紀北町		○		1	○		○			○	○	○
御浜町			○	5	○		○		△	○	○	○
紀宝町				3	○		○		△	○	○	○
町計	2	4	2	50	8	0	11	7	5	10	7	8
県計	6	9	3	114	16	2	17	19	17	16	12	21

中部圏：

◎都市整備区域、○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

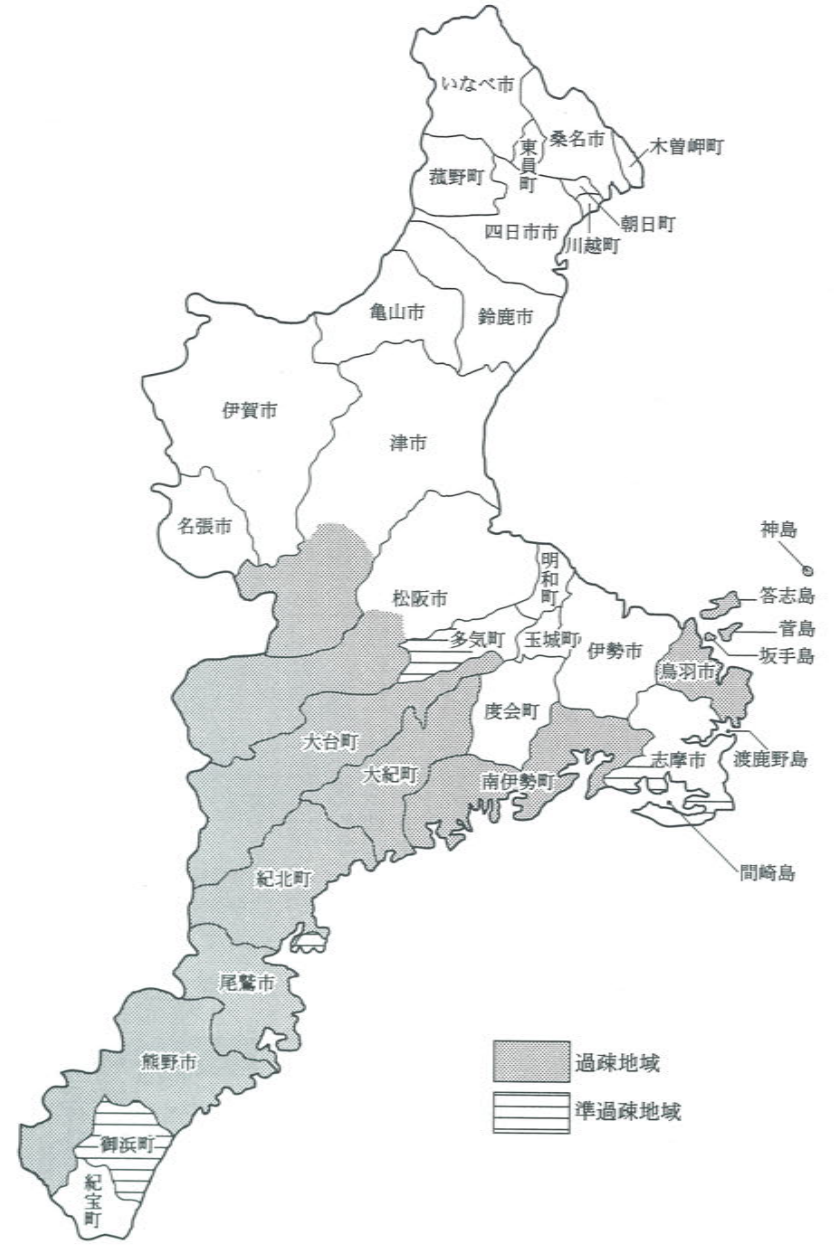
近畿圏：

○、△ 同上（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

地方拠点都市地域

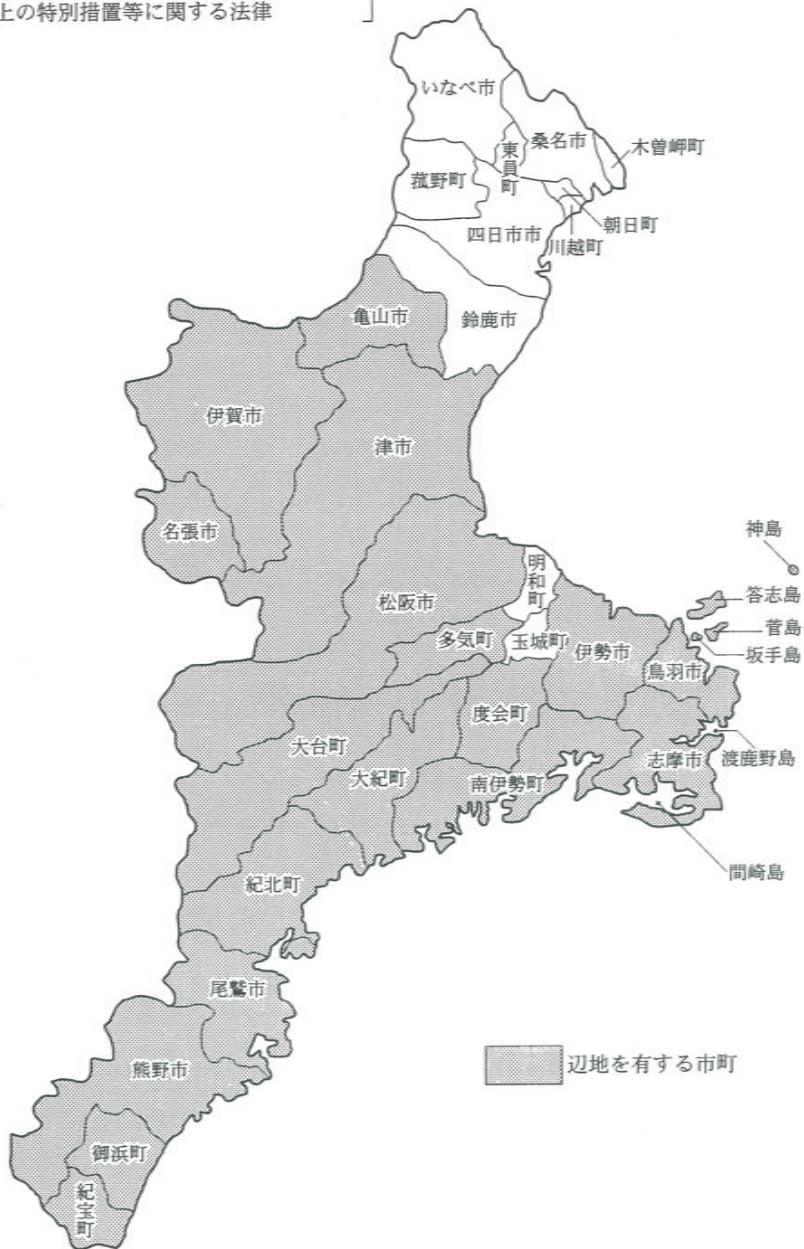


過疎地域 (過疎地域自立促進特別措置法)
準過疎地域 (三重県準過疎地域自立促進要綱)



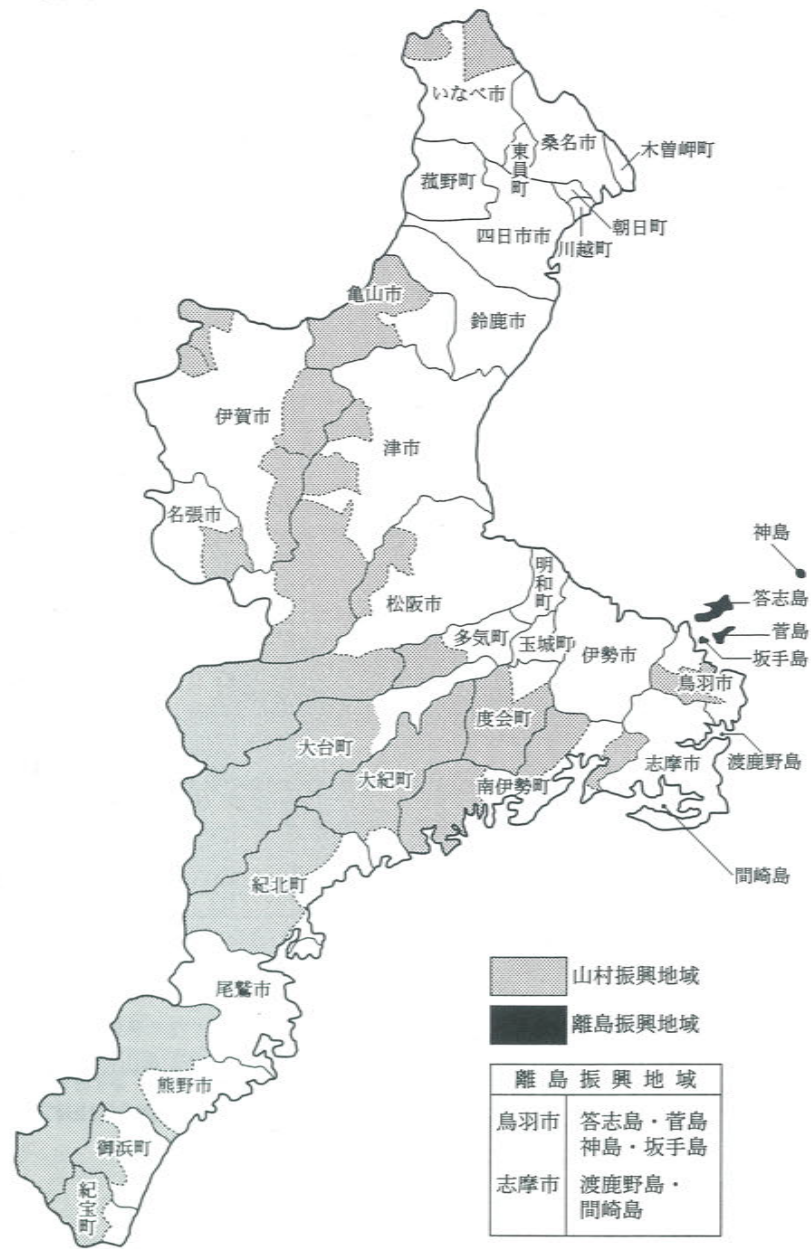
辺地所在市町

[辺地に係る公共的施設の総合整備のための
財政上の特別措置等に関する法律]



山村振興地域(山村振興法「振興山村」の指定)

離島振興地域(離島振興法「指定地域」)



特定農山村

〔特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律〕

